

住宅宿泊事業（民泊）の届出をされる方へ



届出するときは

- () 届出前に原則事前相談をしてください。(要予約)
- () 届出前に「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」を必ず確認(民泊制度運営システム)してください。
(https://www.city.katsushika.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/026/526/katsushikakuguideline.pdf)
- () 届出は、書類をすべて揃えてからおこなってください。
- () 届出書類に記入(入力)した内容に間違いがないことを確認してください。
- () 窓口に書類を持参する場合、来所日を予約してください。また、持参する場合も届出書の作成については、原則電子にてお願いいたします。作成の際は、右上のQRコードを是非ご利用ください。
- () 電子届出を行った場合、届出が完了した旨を保健所に連絡してください。

<連絡先> 葛飾区健康部(保健所)生活衛生課 環境衛生担当係 電話 03-3602-1242

届出後

- () 事業開始前に保健所職員が現地調査を実施し、標識の掲示、避難経路の表示、外国人宿泊者向けの各種案内及び非常用照明器具の設置等を確認します。

書類のチェックリスト

★1回目の確認が済んだら確認1の□に、2回目の確認が済んだら確認2の□にチェック☑を入れてください。

確認1 確認2

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 住宅宿泊事業届出書(5枚セット) |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 誓約書(法人用 様式⑥、個人用 様式⑦) |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 住宅付近の見取り図 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 建物の外観写真 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 図面(以下の内容が書かれているもの)
★台所・浴室・便所・洗面の位置
★寸法または面積(内寸及び壁芯)
★非常用照明器具等、安全措置上必要な設備の位置 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 身分証明書←本籍地の役所で発行してもらうもの
★法人の場合、役員全員分
★外国籍の場合、宣誓供述書等 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 住宅の登記事項証明書またはその照会番号及び発行年月日 |

【建物所有】 賃借人、転借人の場合は書類が必要です

自己所有

- | | | | | |
|------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 賃借人 | → | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 賃貸人の承諾書(使用貸借の場合は、貸主の承諾書)
↑民泊としての用途が記載されていれば、賃貸借契約書等でも可 |
| <input type="checkbox"/> 転借人 | → | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 賃貸人の承諾書 |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 転貸人の承諾書 |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 所有者・賃借人・転借人の関係がわかるもの
↑承諾書に明記されていれば不要 |

【届出方法】 電子申請の場合は、届出書と誓約書に電子署名が必要です

窓口届出 ★届出書の作成（送信）は電子で行い、添付書類を窓口にご持参ください。
確認1 確認2

電子届出 電子署名を行わない場合は、本人確認書類（運転免許証等）添付

【事業者】 個人（連名）、法人の場合は書類が必要です

個人

個人（連名） 事業者同士の関係がわかる書類（住民票や賃貸借契約書等）

法人 法人の登記事項証明書またはその照会番号及び発行年月日
 定款又は寄附行為の写し

【家屋の種類ごとの書類】

★家屋は、以下のA～Cのいずれかである必要があります

A：現に人の生活の本拠として使用されている家屋

B：入居者の募集が行われている家屋

C：随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

家屋A 届出住宅に住民登録があるか（住民票、住基ネット確認依頼）

家屋B 入居者募集のチラシ等

家屋C 過去に住居として使用されていた証明書
(公共料金や日用品購入の領収書の写し等)

【管理方法】 外部に委託する場合は書類が必要です

自主管理（家主居住、隣接住宅）←事業者が法人の場合は不可

自分・自社に委託（事業者本人が住宅宿泊管理業者である場合）←届出書に登録年月日と登録番号を記入

外部に委託 管理受託契約書の写し

【分譲マンション等の場合】

専有部分の用途に関する規約の写し

★管理規約に住宅宿泊事業を営んでよい旨の記載がない場合は、

管理組合の意思の確認書または規約がない旨を確認した書類（様式③）

【ガイドライン関係】

事前周知内容記録書（ 周知に使用した文書を添付する）（様式①）

★周知対象は住宅の敷地から10mの範囲の家屋等

★対面による戸別訪問または説明会開催を推奨しています。

安全措置のチェックリスト（都または国様式）（様式②）

消防署の事前相談記録書（ 別紙を含む）（様式④）

清掃事務所（葛飾区高砂1-1-1）の事前相談記録書（ 別紙を含む）（様式⑤）

情報公表用の同意書（様式⑧）